(g)　関連する資産及び取引の当事者の所在地

(h)　締約国政府の執行活動が、反競争的行為に対する効果的な制裁その他の排除に係る措置を確保することができる程度

(i)　同一の私人（自然人であるか法人であるかを問わない。）に関する他方の締約国政府の執行活動が影響を受ける程度

第三・九条　技術協力

1　両締約国政府は、両競争当局が競争政策を強化し、及び自国の競争法を実施するための技術協力活動において協力することが共通の利益であることに合意する。

2　1に規定する技術協力活動の形態は、次のとおりとする。

(a)　研修のため両競争当局の職員を交流させること。

(b)　競争政策の強化及び競争法の実施に関する研修課程であって、一方又は双方の競争当局が組織し、又は後援するものにおいて、両競争当局の職員が講師又はコンサルタントとして参加すること。

(c)　両競争当局が合意するその他の形態

第三・十条　透明性

一方の締約国政府の競争当局は、次のことを行う。

(a)　自国の競争法の改正及び反競争的行為を規制する自国の新たな法令の制定について他方の締約国政府の競争当局に速やかに通報すること。

(b)　適当な場合には、自国の競争法に関連して発出し、及び公表した指針又は政策声明の写しを他方の締約国政府の競争当局に提供すること。

(c)　適当な場合には、当該一方の締約国政府の競争当局の年次報告その他の公表資料であって、公衆が一般に利用可能であるものの写しを他方の締約国政府の競争当局に提供すること。

第三・十一条　協議

両競争当局は、いずれかの競争当局の要請があった場合には、この章の規定に関連して生ずることがあるいかなる事項についても、相互に協議する。

第三・十二条　情報の秘密性

1(a)　この章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）については、当該一方の締約国政府が別段の承認を与えた場合を除くほか、当該他方の締約国政府は、自国の競争法の効果的な執行のためにのみ使用するものとし、かつ、第三者に伝達してはならない。

(b)　この章の規定に従って一方の締約国政府の競争当局から他方の締約国政府の競争当局に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）については、当該一方の締約国政府の競争当局が別段の承認を与えた場合を除くほか、当該他方の締約国政府の競争当局は、自国の競争法の効果的な執行のためにのみ使用するものとし、かつ、第三者又は他の当局に伝達してはならない。

2　1(b)の規定にかかわらず、この章の規定に従って情報（公に利用可能な情報を除く。）を受領する一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国政府の競争当局が別段の通報を行う場合を除くほか、当該情報を競争法の執行のために当該一方の締約国政府の関連する法執行当局に伝達することができる。当該法執行当局は、次条に規定する条件に従って当該情報を使用することができる。

3　一方の締約国政府は、自国の法令に従い、他方の締約国政府がこの章の規定に従って秘密のものとして提供するあらゆる情報の秘密性を保持する。ただし、当該他方の締約国政府が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。

4　一方の締約国政府は、秘密性又は情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

5　この章の他の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国政府も、自国の法令によって禁止されている場合又は自己の重要な利益と両立しないと認める場合には、他方の締約国政府に情報を提供することを要しない。特に、

(a)　日本国政府は、独占禁止法第三十九条の規定の適用を受ける「事業者の秘密」（第三・六条1(b)の規定に従って行われる照会の結果として関係事業者の同意を得て提供されるものを除く。）をモンゴル国政府に提供することを要しない。

(b)　モンゴル国政府は、千九百九十五年五月十六日の組織の秘密に関する法律第三条の規定の適用を受ける「組織の秘密」を日本国政府に提供することを要しない。

6　この条の規定は、情報を受領した締約国政府が、自国の法令に従って義務付けられている限度において、当該情報の使用又は開示を行うことを妨げない。当該情報を受領した締約国政府は、可能な限り、当該情報を提供した締約国政府に対し当該使用又は開示について事前に通報する。

第三・十三条　刑事手続のための情報の使用

1　この章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）については、当該他方の締約国の裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用してはならない。

2　この章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報（公に利用可能な情報を除く。）を当該他方の締約国の裁判所又は裁判官が行う刑事手続において提示することが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府は、当該情報に対する要請を外交上の経路又は当該一方の締約国の法令に従って設けられたその他の経路を通じて当該一方の締約国政府に提出する。

第三・十四条　連絡

この章に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定に基づく連絡については、両競争当局間で直接行うことができる。ただし、第三・三条の規定に基づく通報及び第三・七条1の規定に基づく要請については、外交上の経路を通じ、書面により確認する。その確認については、関係する連絡が両競争当局間において行われた後、実行可能な限り速やかに行う。

第三・十五条　雑則

1　この章の規定を実施するための詳細な取決めは、両競争当局間で行うことができる。

2　この章のいかなる規定も、他の二国間又は多数国間の協定又は取決めに従って両締約国政府が相互に支援を求め、又は提供することを妨げるものではない。

3　この章のいかなる規定も、管轄権に関連するあらゆる問題に関するいずれの締約国政府の政策又は法的立場をも害するものと解してはならない。

4　この章のいかなる規定も、他の国際協定若しくは国際的な取決め又は自国の法律に基づくいずれの締約国政府の権利及び義務にも影響を及ぼすものと解してはならない。